

第2章 『次の内閣』の活動

8 財務・金融

財務・金融部門は、税制調査会と連携して税制改正について議論を行うとともに、アベノミクスの行き詰まりにより厳しさを増す経済財政について議論を行った。

平成 28 年度税制改正法案

2012年の税制抜本改革法には、法文に消費税の逆進性対策として、給付付き税額控除と軽減税率の双方を検討することが記されていた。

軽減税率には、①高所得の方が負担軽減額が大きい、②対象品目の線引きが困難、③事業者のコストが大きい、④巨額の財源が必要、といった問題がある。一方、必要な世帯に絞って消費税の負担を払い戻す給付付き税額控除は、上記①～③のような問題が生じず、所要財源も少なく済む制度であり、軽減税率より優れていることは明らかであった。

しかし、自民党は、軽減税率を主張する公明党との関係を重視し、給付付き税額控除の検討をろくに行わず、2015年12月16日、軽減税率の導入を含む平成28年度与党税制改正大綱を決定した。政府は、与党大綱に基づいて、2016年の190回通常国会に「所得税法等の一部を改正する法律案」(所得税法等改正案)を提出した。

一方、2016年2月24日、民主党・維新の党統一会派は、給付付き税額控除の導入を定める「消費税の逆進性を緩和するための給付付き税額控除の導入等に関する法律案」(給付付き税額控除法案)、格差拡大及び経済低迷に対応するため、個人所得・資産課税改革等を定める「格差是正及び経済成長のために講ずべき税制上の措置等に関する法律案」(格差是正等税制措置法案)を

対案として190回通常国会に提出した。

しかし、与党は両案の審議を行わず、たなざらしにし、3月29日、政府の所得税法等改正案が、民進党の反対にもかかわらず、与党等の賛成により成立した。

消費税 10%引き上げ再延期

2014年11月21日の記者会見で、『アベノミクス解散』と銘打って衆議院を解散した安倍首相は、「本当にあと3年で景気が良くなるのか。それをやり抜くのが私たちの使命であり、私たちの経済政策」、「平成29年(2017年)4月から確実に消費税を引き上げる」と大見得を切った。

しかし、2015年のGDP2次速報で、2014年の実質経済成長率は0%、2015年は0.5%と発表される等、国内経済の低迷が白日の下にさらされ、消費税引き上げには暗雲が漂い始めた。

2016年3月、安倍首相は、「国際金融経済分析会合」を立ち上げた。この会は、参院選前に消費税引き上げの再延期を打ち出すためのアリバイづくりとの指摘が当初から出ていた。

民進党は、アベノミクスの行き詰まりや、議員定数削減などの国民との約束が守られていないこと等を踏まえ、5月25日、消費税引き上げの2年延期などを内容とする「消費税率の引上げの期日の延期及び給付付き税額控除の導入等に関する法律案」(消費税引き上げ延期法案)を190回通常国会に提出した(詳細 p.31)。

5月27日、安倍首相は、伊勢志摩サミット終了後の記者会見で、新興国経済のリスク等を理由に消費税引き上げの再延期を表明したが、実際の理由がアベノミクスの行き詰まりであるこ



2016.2.19 財政健全化推進法案を衆議院に提出



2016.3.9 参議院本会議で所得税法等改正案について質問

とは明白であった。

その他政府提出法案への対応

復興債の発行期間を延長するとともに、5年間特例公債発行を可能とする等の「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案」が政府より190回通常国会に提出された。

財政健全化に後ろ向きである安倍政権下で、特例公債を5年間も国会の直接的な関与もなく発行可能とするのは問題である。民主党・維新の党統一会派は、特例公債は平成28年度に限るという修正案を提出したが、与党等の反対により否決され、3月31日に政府原案通り成立した。

190回通常国会には、「株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案」、「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律案」も政府より提出された。前者には日本企業の海外展開、後者には金融グループをめぐる環境変化等の観点から、民進党は賛成し、両案ともに5月11日に成立した。

マイナス金利の導入

日本銀行は、安倍政権誕生後、2年程度の期間で2%の物価上昇目標を実現するとして、いわゆる異次元の金融緩和を行ってきた。しかし、2年が過ぎても物価目標には到達せず、日銀の国債保有残高が急激に増える一方で、2016年年初から円高・株安傾向が続く中、日銀の限界がささやかれるようになった。そこで日銀は2016年

1月29日に突如マイナス金利政策を導入したが、円高・株安傾向は止まらず、逆に限界を印象付けることとなった。

財政健全化への取り組み

安倍政権は、歳出抑制には消極的な一方、成長による増収を過大評価した経済財政運営を続けてきた。そこで、民主党・維新の党統一会派は、持続可能な経済財政構造へと転換するため、2020年度PB黒字化等財政健全化目標の法定化、財政運営戦略(10年)、中期フレーム(3年)に基づく予算編成の義務付け等を内容とする「国及び地方公共団体の責任ある財政運営の確保を図るための財政の健全化の推進に関する法律案」(財政健全化推進法案)を190回通常国会に提出したが、継続審議となった。

租税透明化法案等の議員立法を提出

民進党は、その他の財務・金融関係の課題についても、積極的に議員立法を提出した。

租税特別措置の高額適用についてより透明化する等の「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の一部を改正する法律案」、企業会計の慣行を参考にした国の財務書類の作成等を法定化する等の「国の財務書類等の作成及び財務情報の開示等に関する法律案」、資本金等の額が100億円を超える法人の名称、所得金額、法人税額等を公示する「法人税法の一部を改正する法律案」、企業の相談役、顧問等に関する情報開示を定める「金融商品取引法の一部を改正する法律案」を190回通常国会に提出したが、いずれも廃案となった。